

総務省の政策評価に関する有識者会議開催要領

1 目的

総務省の政策評価について客観性・公正性を確保するとともに、評価結果を政策へ適切に反映させるため、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者、実践的知識を有する者等からの意見を聴取することを目的として、総務省の政策評価に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2 検討事項

有識者会議における検討事項は、総務省の政策に係る評価手法、評価結果の取りまとめ、評価結果の政策への適切な反映その他総務省の政策評価の実施に当たり必要と考えられる事項とする。

3 構成員

- (1) 有識者会議に参集を求める構成員は、別紙のとおりとする。必要があると認めるときは、構成員以外の者に有識者会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (2) 同一の有識者に参集を求める期間は、2年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

4 座長

- (1) 有識者会議に座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。

5 その他

- (1) 有識者会議の庶務は、総務省大臣官房政策評価広報課において処理する。
- (2) 有識者会議における構成員等の自由な意見交換を担保する観点から、原則として議事次第及び議事概要を有識者会議終了後に総務省ホームページにおいて公表する。
- (3) 有識者会議の構成員及びその他の出席者は、有識者会議で知り得た秘密を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (4) この他有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附則（平成 25 年 7 月 18 日総官政第 100 号）

この開催要領は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附則（平成 30 年 8 月 20 日総官政第 104 号）

この開催要領は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。

附則（令和 7 年 3 月 25 日総官政第 33 号）

この開催要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

「総務省の政策評価に関する有識者会議」構成員名簿
(令和7年4月1日～)

(座長) 西出 順郎 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科専任教授

出雲 明子 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科専任教授

重川 純子 埼玉大学教育学部教授

新藤 健太 日本社会事業大学社会福祉学部准教授

田淵 雪子 行政経営コンサルタント

山本 清 東京大学名誉教授

(敬称略・五十音順)